

## 「食べ残しゼロ」推進に関する連携協定書

大阪市環境局（以下「甲」という。）と株式会社REARS（以下「乙」という。）は、「食べ残しゼロ」の広報に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙は甲が実施する「大阪市食べ残しゼロ推進店」の募集に協力し、また、乙の運営するホームページ（以下、「ホームページ」という。）内に甲が推進する「食べ残しゼロ」の施策等に関する記事を掲載し、当該活動を広報することにより、食品廃棄物の減量を図り、もって大阪の食文化の健全な発展及び環境負荷の少ない社会の形成に寄与することを目的とする。

### （募集協力）

第2条 乙は、甲が実施する「大阪市食べ残しゼロ推進店」について、乙の運営する「FOOD PASSPORT」の加盟店に対し、甲が作成したチラシ等を配布するなど、募集協力を行う。

### （ホームページへの掲載依頼）

第3条 甲は、乙に対して、「食べ残しゼロ」の施策等に関する記事の掲載を依頼する。  
2 乙は、前項の依頼を受けて、ホームページの「FOOD PASSPORT」内に掲載する。  
3 乙は、第1項の掲載依頼を受けた内容が「食べ残しゼロ」の施策等と無関係である等この協定の目的に反する場合には、甲に対して、内容を修正するように求めることができる。この場合において、甲と乙は、内容に関する協議を誠実に行うものとする。

### （手続）

第4条 甲は、ホームページへの掲載に際し、乙の定める手続に従う。

### （掲載料）

第5条 この協定に基づくホームページへの掲載は、無償とする。

### （詳細）

第6条 掲載開始時期、掲載場所ほか詳細は、甲乙協議の上、定める。

### （著作権等）

第7条 写真等、提供素材の著作権は甲に帰属する。

(解除)

第8条 当事者は、この協定を解除しようとする場合、相手方に対して3か月前までに書面をもって通知することによって、この協定を解除することができる。この場合において、協定を解除された当事者は、解除によって生じた損害を相手方に請求することはできない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 いずれの当事者も前項の有効期間満了の日の3か月前までに相手方に対して、書面により協定を更新しない旨又は協定事項の変更の申出をしなかったときは、この協定に定める条件と同一の条件で有効期間満了の日の翌日から1年間協定を更新したものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めた事項に疑義が生じた場合の取扱い、は、甲乙協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年9月30日

甲 大阪市環境局

環境局長 青野 親裕

印

乙 大阪市西区京町堀1丁目4番9号

京町橋八千代ビル4階

株式会社REARS

代表取締役 後藤 靖佳

印